

防衛省訓令第37号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第36条の規定に基づき、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年10月31日

防衛大臣 森本 敏

自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令

自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表第5中「0.8以上又は裸眼視力が0.3以上で矯正視力が」を「0.6以上、裸眼視力が0.1以上で矯正視力が0.8以上又は裸眼視力が0.1未満であつて矯正視力がプラスマイナス8.0ジオプトリーを超えない範囲の屈折度のレンズによつて」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年10月31日から施行する。